

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に伴う 整形外科外来診療縮小のお知らせ

北海道に適用中であるまん延防止等重点措置が延長されることを受け、整形外科外来で実施中である診療縮小体制につきましても令和4年3月18日（金）まで延長させていただきます。

ご不便をおかけするとは存じますが、地域住民皆様方の新型コロナウイルス感染拡大防止を最重要課題としての対応でございますので、何卒、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

- ① 待合室、診察室での接触集団感染防止のため、できる限り整形外科受診を控えてください。骨折等の救急、緊急治療が必用な患者様を除いて原則として新患は受付致しません。
 - ② 受付終了時間を 11時から 10時に短縮変更いたします。
 - ③ 原則として注射治療（関節注射、局所注射等）は中止いたします。
 - ④ **定期通院投薬治療中の患者様へ**
現在、投薬加療中の患者様に関しましては、すでに2週間以上継続処方を受けており、症状に変化なく、処方切れで継続処方ご希望の方は、下記まで電話連絡いただき、電話問診の上、問題ない場合は、当日の 11:00~16:00 に直接総合受付で会計していただき処方箋をお渡しいたします（整形外科受付に来ていただく必要はございません）。なお、電話問診日当日のみの処方ですので、処方日以前の予約はできませんのでご了承ください。
- 電話番号：0153-72-8200（代表）、電話受付時間：平日 10:00~11:00
- ⑤ 上記の対応期間は 令和4年1月27日から当面3月18日（金）までとさせていただきます。新型コロナウイルス感染拡大状況、日本国政府ならびに北海道知事からの追加指針次第では期間をさらに延長させていただく可能性がございますが、その場合は改めてお知らせいたします。